

ハンセン病問題に関する検証会議の提言に 基づく再発防止検討会の設置について

1 設置目的

「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会」は、ハンセン病政策の歴史と実態について、科学的、歴史的に多方面から検証を行い再発防止のための提言を行うことを目的として設置された「ハンセン病問題に関する検証会議」からの再発防止のための提言を十分検討し、その検討結果の実現に向けた道筋等を明らかにするための開かれた会議として厚生労働省により設置され、その提言の検討結果について、随時、国、地方公共団体等の実施状況等を確認する。

2 検討内容

- 提言の検討
- 検討結果の実現に向けた道筋の提示
- 提示した道筋の実施状況の確認

3 委員及び陪席者

○委 員（別紙）

○陪席者

＜厚生労働省＞

健康局長、審議官（健康、医政担当）、総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長、大臣官房厚生科学課長、医政局総務課長、国立病院課長、医薬食品局総務課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、障害保健福祉部精神保健福祉課長

＜関係省庁＞

法務省人権擁護局長

文部科学省：初等中等教育局児童生徒課長、高等教育局医学教育課長

(別 紙)

「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく
再発防止検討会」に係る委員名簿

平成18年3月29日現在

氏 名	所 属 等
秋 葉 保 次	社団法人 日本薬剤師会 副会長
安 藤 高 朗	社団法人 全日本病院協会 副会長
内 田 博 文	九州大学法学研究院 教授
尾 形 裕 也	九州大学医学研究院 教授
神 山 直 子	東村山市教育委員会教育部指導室 指導主事
畔 柳 達 雄	弁護士
谷 雄 二	違憲国賠訴訟全国原告団協議会 会長
鈴 木 利 廣	明治大学法科大学院 教授
高 津 茂 樹	社団法人 日本歯科医師会 常務理事
高 橋 茂 樹	弁護士／医師
多田羅 浩 三	放送大学 教授
田 中 滋	慶應義塾大学大学院 教授
谷 野 亮 爾	社団法人 日本精神科病院協会 副会長
中 島 豊 爾	社団法人 全国自治体病院協議会 副会長
奈 良 昌 治	社団法人 日本病院会 副会長
花 井 十 伍	全国薬害被害者団体連絡協議会 会長
日 野 頌 三	社団法人 日本医療法人協会 副会長
藤 崎 陸 安	全国ハンセン病療養所入所者協議会
雪 下 國 雄	社団法人 日本医師会 常任理事

(50音順・敬称略)

「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会」 運営要綱

平成18年3月29日

(設置目的)

第1条 「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会」は、「ハンセン病問題に関する検証会議」からの再発防止のための提言を十分検討し、その検討結果の実現に向けた道筋等を明らかにするための開かれた会議として設置され、その提言の検討結果について、随時、国、地方公共団体等の実施状況等を確認する。

(検討内容)

第2条 検討会における検討内容は、次のとおりとする。

- ①提言の検討
- ②検討結果の実現に向けた道筋の提示
- ③提示した道筋の実施状況の確認

(委員構成等)

第3条 検討会の委員は、次の各号に定める者で構成する。

- ①患者・元患者
- ②医療関係者
- ③法律関係者
- ④教育関係者
- ⑤学識経験者等

2 陪席者は、必要に応じ、座長が決定する。

(座長)

第4条 検討会に座長を置く。座長は、検討会委員の中から互選により選出する。

(会議の公開)

第5条 検討会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。

2 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 検討会における議事は、次の事項を定め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は毎回作成し、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により、議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

第7条 この運営要綱に定めるほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。